

住所の表示が変わることによる手続き

住所の表示の変更によって、町民の皆さんから各自で行ってもらう手続きがあるかどうかをお知らせします。

【役場編】

項目	該当者	手続き方法等	問い合わせ先	
住民票 戸籍	町民	必要ありません。役場で職権変更します。	住民課住民係	
印鑑登録証	印鑑登録をされている方	交換の必要はありません。そのまま使用できます。		
住民基本台帳カード	写真付カードをお持ちの方	住所変更届を行ってください。		
	写真なしカードをお持ちの方	手続きは必要ありません。そのまま使用できます。		
外国人登録証	外国人登録されている方	ご希望の方は、登録証の住所を書きかえますので、合併後窓口においてください。		
国民年金手帳・国民年金証書	被保険者及び年金を受給されている方	必要ありません。		
住所表記の変更を証する書面 (合併証明書)	町民	通常は必要ありませんが、都合により土地・家屋登記簿の名義人の住所の変更、会社等の商業登記、法人登記の代表者の住所変更登記、事務所の位置の変更等で必要になる場合があります。書面交付(証明)手数料は無料です。		
国民健康保険被保険者証 (退職被保険者証を含む)	被保険者証をお持ちの方	必要ありません。		住民課国民健康保険係
国民健康保険 高齢受給者証	受給者証をお持ちの方			
国民健康保険 標準負担額減額認定書	認定証をお持ちの方			
国民健康保険 限度額適用・標準負担額減額認定証				
国民健康保険 特定疾病療養受療証	受療証をお持ちの方	必要ありません。	保健福祉課健康福祉係	
老人医療の限度額適用・老人負担額減額認定証	認定証をお持ちの方			
老人保健医療受給者証	受給者証をお持ちの方			
老人保健特定疾病療養受領書	受領書をお持ちの方			
乳幼児医療費受給者証	受給者証をお持ちの方			
重度心身障害者医療費受給者証	受給者証をお持ちの方			
老人医療費受給者証	受給者証をお持ちの方			
ひとり親家庭等医療費受給者証	受給者証をお持ちの方			

項目	該当者	手続き方法等	問い合わせ先
障害者支援費の受給者証	受給者証をお持ちの方	必要ありません。	保健福祉課健康福祉係
母子健康手帳	手帳をお持ちの方	必要ありません。	保健福祉課保健指導係
妊婦(乳児)一般健康診査受診票	受診票をお持ちの方		
児童手当の受給者	手当てを受給されている方	必要ありません。	保健福祉課健康福祉係
児童扶養手当証書	証書をお持ちの方		
特別児童扶養手当証書			
障害者福祉手当認定通知書 (特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当)	認定通知書をお持ちの方		
身体障害者手帳	手帳をお持ちの方	手帳の住所を書きかえますので、合併後必要な時に窓口においてください。	
療育手帳			
戦傷病者手帳			
精神障害者保健福祉手帳	手帳をお持ちの方	必要ありません。	
精神障害者通院医療費公費負担患者票	患者票をお持ちの方		
心身障害者扶養共済制度利用者の住所	制度を利用されている方		
母子寡婦福祉資金貸与	資金の貸与(返還者を含む)を受けている方		
保育園への住所変更手続き	在園されている方		
幼稚園、小・中学校への住所変更手続き	在園、在学されている方		必要ありません。
小・中学校区域外・学区外就学許可書	許可を受けている方		
訪問介護利用者負担額減額認定証(法施行時の訪問介護利用者等の負担額軽減措置)	認定証をお持ちの方	必要ありません。	保健福祉課高齢福祉係
社会福祉法人等利用者負担減免確認証(社会福祉法人等による利用者負担の減免措置)	確認証をお持ちの方		
介護保険被保険者証	被保険者証をお持ちの方		
介護保険標準負担額減額認定証	認定証をお持ちの方		
介護保険特定標準負担額減額認定証(特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する証)			